

# 粉末消火設備の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、粉末消火設備の設置及び維持に関し、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)及び豊田市火災予防条例(昭和48年条例第51号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(容器置場)

第2 容器置場は不活性ガス消火設備の設置等に関する指導基準(以下「不活性ガス消火」という。)第3-1(1)から(3)及び(5)から(7)ーアまでに準ずるほか、次によるものとする。

(1) 容器置場には「粉末消火設備貯蔵容器置場」及び「立入禁止」の表示をする。

(2) 貯蔵容器には、次の表示を設ける。

粉末消火設備消火薬剤	
1	消火剤の種類
2	消火剤量
3	最高使用圧力
4	製造年
5	製造者名

注) 最高使用圧力については、加圧式に限り表示すること。

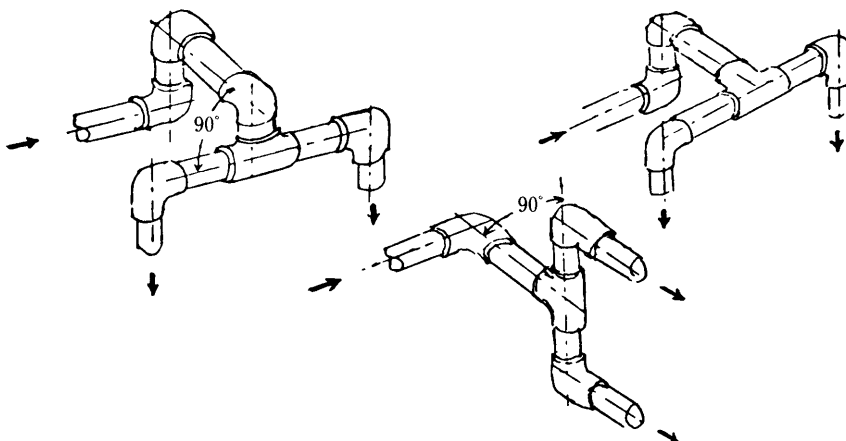
(配管等)

第3 配管等は不活性ガス消火第4に準ずるほか、配管の構造、機能は、次によるものとする。

(1) 同時放射した場合に、噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取り付け枝管に至るまでの配管をトーナメント方式とする。

(2) 規則第21条第4項第7号へのただし書の措置とは、第7-1図の配管の組合わせ又は特別継手を用いる場合をいう。

第7-1図



(3) 配管径に対する最小流量は、次表によること。

管の呼び径 (A)	10	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125
最少流量 (kg/sec)	0.3	0.5	0.9	1.5	2.5	3.2	5.7	9.6	13.5	18.0	23.5	35.0

(4) 定圧作動装置は、認定品又は粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示7号）に適合すると認められるものとする。

（自動車車庫等の放射区域等）

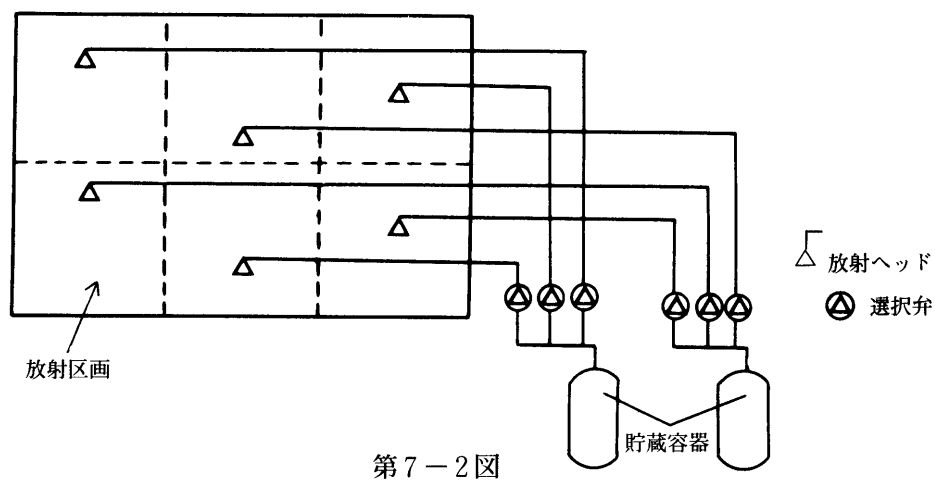
第4 自動車車庫等の放射区域等は、次によるものとする。

(1) 放射区画

車両が駐車するための柱、はり又は壁で囲まれた部分に、その前面の車路（車両の駐車する場所が車路をはさんで両側にある場合は、当該車両の中央線までの面積とする。）の部分を加えた床面積で100平方メートル以上の部分を一放射区画とすること。

(2) 粉末貯蔵容器の設置個数

2以上の放射区画が相接する場合は、粉末貯蔵容器を2ユニット設置するものとし、相互に受け持つこととなる放射区画は、第7-2図によること。



(3) 貯蔵粉末薬剂量

粉末貯蔵容器を2ユニット設置することとなる場合は、それぞれの容器の受持つ放射区画のうち、最も大きい放射区画の床面積1平方メートルにつき、5.72kgで換算した量以上とする。

（制御盤）

第5 制御盤は不活性ガス消火第5-1-(2)から(4)に準ずる。

(音響警報装置)

第6 音響警報装置は不活性ガス消火第6に準ずる。

(起動装置)

第7 起動装置は、次によるものとする。

(1) 全域放出方式の起動は、次による。

ア 全域放出方式の起動は、手動式とする。ただし、防火対象物が無人の場合又は手動式によることが不適當な場所に設けるものにあつては、自動式とする。

イ 点検等で防護区画内に有人となる場合には、手動式に切り替えられること。

(2) 自動式の起動装置

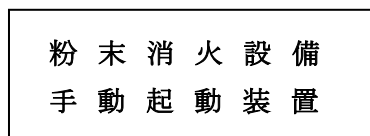
ア 感知器は、粉末消火設備専用のものとし防護区画ごとに警戒区域を設定し、規則第23条及び第24条に準じて設ける。

イ 感知器又はその直近には、粉末消火設備専用であることが明確に区別できる表示をする。

(3) 手動式の起動装置

不活性ガス消火第7-1-(3)ア及びイに準ずるほか、手動式の起動装置には、見やすい個所に次の例のような表示を設ける。

ア 手動式の起動装置の表示

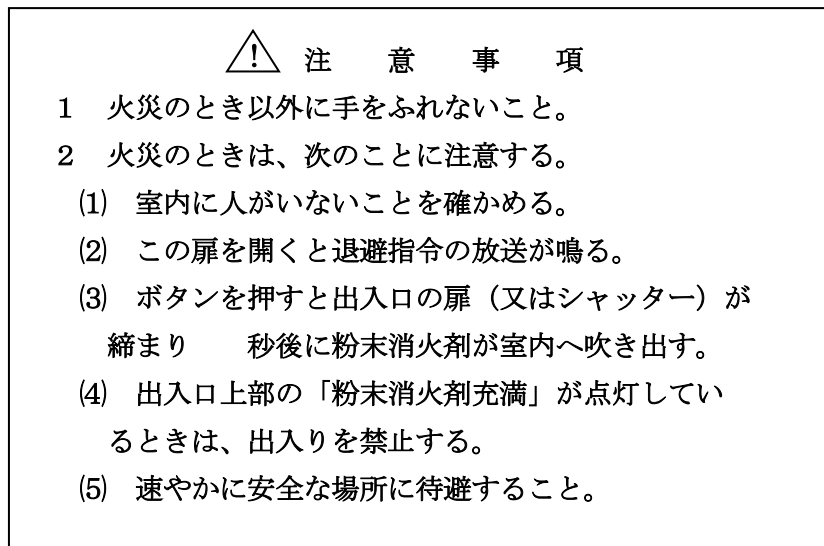


大きさ：縦10cm以上、横30cm以上

地色：赤

文字色：白

イ 注意事項の表示



(注1) 音響警報装置がサイレン、ベルの場合は(2)の退避指令の放送をサイレン又はベルと書き替えるものとする。

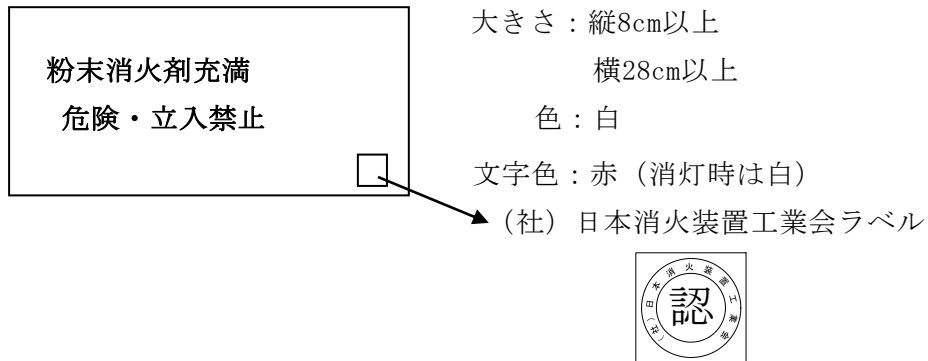
(注2) 文字：2cm平方以上、

(注3) 地色及び文字色：地色が白の場合は文字は黒、地色がグレーの場合は文字は緑

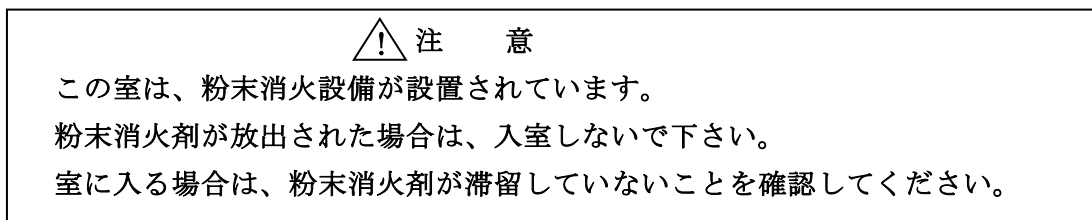
(保安措置)

第8 保安措置は、次によるものとする。

- (1) 全域放出方式の防護区画には、すべての出入口の見易い位置に、消火剤放射時に消火剤が放射された旨を表示する次の例のような表示灯を設けるとともに、表示回路の配線が当該防護区画内を経由する場合は、耐火配線とする。また、表示灯のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯の附置等の措置をすること。

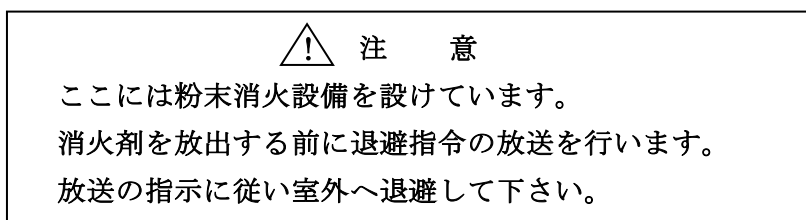


- (2) 全域放出方式の防護区画には、防護区画の主要な出入口等の見やすい位置に、次の例による表示を設けること。



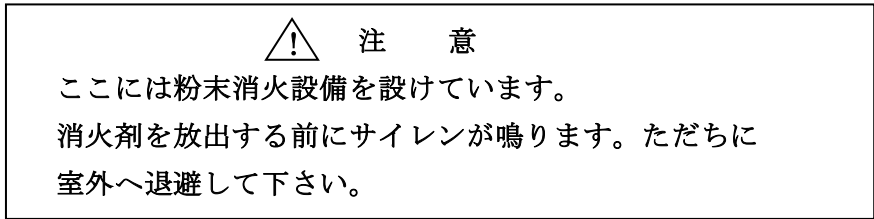
大きさ：縦20cm以上、横30cm以上 地色：グレー 文字色：緑

- (3) 全域放出方式の防護区画内には、見やすい位置に次の例による表示を設けること。  
ア 音響警報装置が音声の場合



大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄 文字色：黒  
文字：2.5cm平方以上

イ 音響警報装置がサイレン、ベル等の場合



大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄 文字色：黒  
文字：2.5cm平方以上  
音響警報装置がベルの場合は、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替える  
ものとする。

- (4) 消火設備の起動、防護区画ごとの起動方式（自動又は手動）、火災の発生及び消火剤の放出を自動火災報知設備の受信機等に表示する。
- (5) 全域放出方式の起動装置の放出用スイッチ又は引き栓等の作動から貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放までの時間（以下「遅延時間」という。）は、次によるものとし、遅延時間の調整用ダイヤルが容易に変更できるものにあつては、設定後シール等で調整用ダイヤルを固定すること。
  - ア 通常無人となる防護区画にあつては、遅延時間を20秒以上とすること。
  - イ 人が勤務し又は、監視のために入る防護区画にあつては、40秒以上とすること。ただし、防護区画内の人が有効に避難することが確認できる場合にあつては、その時間（20秒以上）とすることができる。

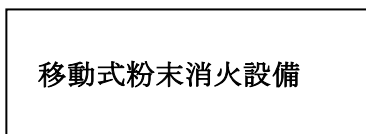
(防護区画)

第9 全域放出方式の粉末消火設備を設置した防護区画は、不活性ガス消火第9-1-(1)、(2)、(4)から(11)に準ずるほか、換気口及びダクト等の開口部は、ダンパー等を設け、当該消火設備の起動と連動して閉鎖（閉鎖用にガス圧を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスをを用いないこと。）する。

(移動式の粉末消火設備)

第10 不活性ガス消火第15-1-(1)から(3)に準ずるほか、駐車場に移動式の粉末消火設備を設置できる場合は泡消火設備の設置等に関する指導基準第11-1-(3)に準じた場合とするとともに、次の例による表示をする。

(1) 名称の表示



大きさ：縦10cm以上、横30cm以上  
地 色：赤  
文字色：白

(2) 使用方法の表示

- |  |
|--|
| <p style="text-align: center;">使 用 方 法</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ホースを延ばす。</li><li>2 火災場所を確かめ1の弁を開く。</li><li>3 その他必要な事項</li></ol> |
|--|

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。